

第16 田原市男女共同参画推進懇話会 次第

日 時：平成24年5月25日（金）

午後1時30分から

場 所：田原市役所北庁舎3階 第一委員会室

1 あいさつ

○ 会長あいさつ

○ オブザーバーあいさつ 【資料1】

2 報告事項

(1) 各委員の取組状況 【資料2】

(2) 市の取組状況 【資料3】

3 協議事項

(1) 平成24年度の重点推進テーマについて 【資料4】

（平成23年度テーマ「男女を隔てる意識の解消」）

平成24年度テーマ
.....

(2) 第5回男女共同参画フェスティバルについて 【資料5】【資料5-1】

《平成24年8月26日（日）開催》

ア 映画作品について（事務局より報告）

イ 開催時間について

（平成23年度）第4回フェスティバル：午前10時～午後4時10分

- (3) 田原市男女共同参画推進プラン中間見直しについて
【資料6】【資料6-1】【資料6-2】【資料6-3】
○見直しの流れ、庁内ワーキング会議報告

- (4) 男女共同参画フェスティバル運営部会、男女共同参画推進プラン修正部会委員 選任
○フェスティバル運営部会委員

○推進プラン修正部会委員

- (5) 意見交換
○田原市男女共同参画推進プラン中間見直しについて

4 その他

○市民提案型委託 男女共同参画啓発事業について
平成24年6月中旬頃から募集開始

- 今後の予定
- ・第1回フェスティバル運営部会：6月上旬頃（予定）
 - ・第1回推進プラン修正部会：7月頃（予定）
 - ・次回懇話会開催：平成24年10月頃（予定）

(配布資料)

【資料1】専業主婦世帯に見られる経済格差に関する調査結果

【資料2】各委員の取組状況

【資料3】推進プランに基づく市の取組事業概要（第15回懇話会資料）

【資料4】平成24年度重点推進テーマについて

【資料5】第5回男女共同参画フェスティバル企画概要

【資料5-1】第4回男女共同参画フェスティバル開催状況

【資料6】田原市男女共同参画推進プラン中間見直しについて

【資料6-1】田原市男女共同参画推進プラン中間見直し行程表

【資料6-2】第3次男女共同参画基本計画

【参考6-3】あいち男女共同参画プラン2011-2015（概要版）

【参考】田原市男女共同参画推進プラン ※新任委員のみ配布

【参考】田原市男女共同参画推進プラン（概要版） ※新任委員のみ配布

【参考】田原市男女共同参画推進懇話会規約 ※新任委員のみ配布

第16回田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(任期：平成23年6月17日～平成25年3月31日)

通番	役職	氏名	区分		備考
1	会長	中村都祁子	市の関係組織	行政相談委員	
2	副会長	河邊寿夫	地域団体	田原市地域コミュニティ連合会理事（野田校区会長）	
3	委員	岩田大介	地域団体	社団法人田原青年会議所副委員長	欠
4	委員	松野美香	地域団体	たはら国際交流協会事務局	
5	委員	鈴木政義	医療団体	愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院事務次長	
6	委員	菊池邦子	福祉団体	社会福祉法人田原市社会福祉協議会主任	
7	委員	森下静子	市民団体	女性会議 WIT ウィット代表	
8	委員	吉武正康	産業関係	愛知外海漁業協同組合代表理事組合長	欠
9	委員	鈴木信	産業関係	田原市認定農業者連絡会会長	欠
10	委員	大久保哲夫	産業関係	愛知みなみ農業協同組合人事課長	
11	委員	榎本明美	産業関係	渥美商工会女性部長	新
12	委員	太田敦子	産業関係	田原市商工会女性部副部長	新
13	委員	加藤昌高	産業関係	渥美半島観光ビューロー 事業推進本部員	欠
14	委員	柴田登	市議会	田原市議会議員	
15	委員	本田則子	各種委員会	田原市更生保護女性会（田原市防災会議）	新
16	委員	鈴木貴江	各種委員会	田原市農業委員会委員	欠
17	委員	渡辺峰男	各種委員会	田原市教育委員会委員	欠
18	委員	川口昌宏	市の職員	田原市市民環境部長	
19	委員	永田みよ江	その他市民	公募者	
20	委員	平野利依	その他市民	公募者	

役職	氏名	区分		備考
オブザーバー	武田圭太	学識経験者	愛知大学教授	

事務局

田原市市民環境部 市民協働課	(次長兼課長) 渡邊澄子
	(副主幹) 松井茂明
	(主事補) 柴田奈津子

第16回田原市男女共同参画推進懇話会席次表

(敬称略)

入口

愛知大学教授
オブザーバー 武田 圭太

行政相談委員
会長 中村 都祁子

田原市地域コミュニティ
連合会 副会長兼会計
(野田校区会長)
副会長 河邊 寿夫

田原市商工会女性部副部長
委員 太田 敦子

たはら国際交流協会
委員 松野 美香

田原市議会議員
委員 柴田 登

愛知県厚生農業協同組合連合会
渥美病院事務次長
委員 鈴木 政義

田原市更生保護女性会
委員 本田 則子

田原市社会福祉協議会主任
委員 菊池 邦子

田原市市民環境部長
委員 川口 昌宏

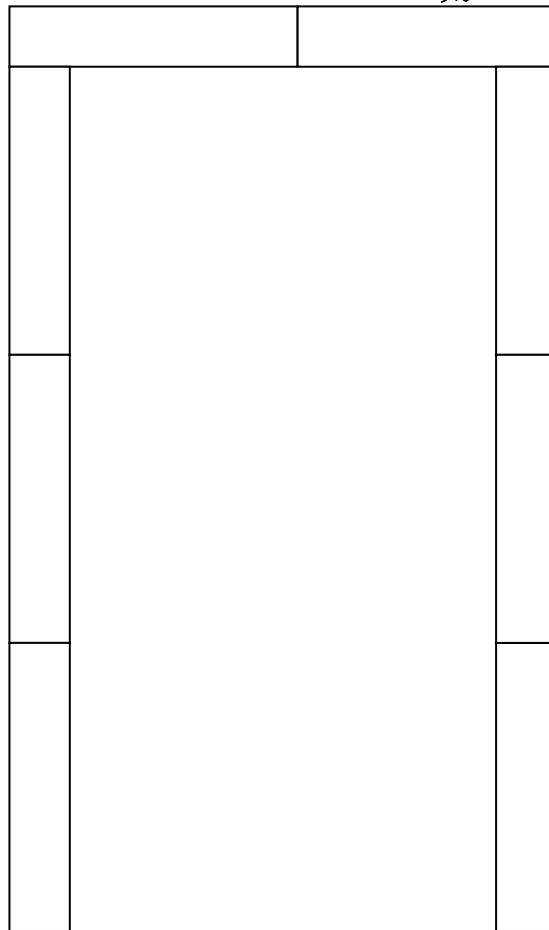
女性会議WITウィット代表
委員 森下 静子

公募委員
委員 永田 みよ江

愛知みなみ農業協同組合人事課長
委員 大久保 哲夫

公募委員
委員 平野 利依

渥美商工会女性部部長
委員 榎本 明美

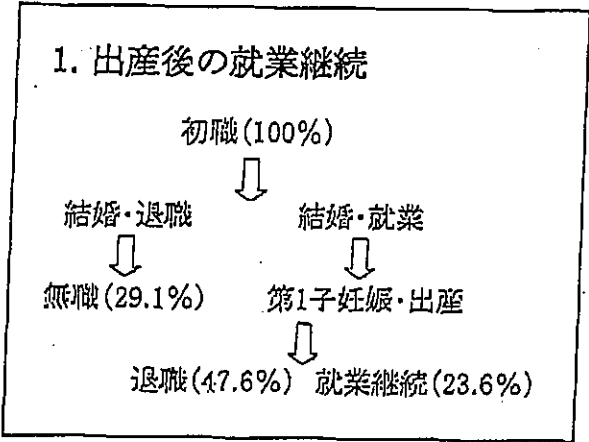


事務局

入口

柴田主事補
松井副主幹
渡邊課長

資料No. 1



(4) 子どものいる世帯の経済格差

子どものいる世帯の中位所得の半分
= 貧困ライン以下の所得
貧困ライン以下の所得で暮らす相対的貧困層の比率(= 貧困率)

貧困率が高い母子世帯

	母子	父子	二人親
税込所得ベース	54.8%	5.6%	10.5%
可処分所得ベース	52.3%	10.2%	18.3%

専業主婦世帯の二極化

	平均年収	貧困率
専業主婦世帯	617.6万円	12.4%
パート・アルバイト社員共働き世帯	552.2万円	8.6%
正社員共働き世帯	797.7万円	4.4%

妻がパート・アルバイトで就業することは、貧困層への陥落を防ぐ

貧困層の専業主婦が働いていない理由
「子どもの保育の手立てがない」 51.9%

各委員による取組状況報告

平成24年5月25日（金）第16回懇話会

委員連絡票 1

名前	田原市地域コミュニティ連合会 河邊 寿夫	連絡票No.	1
----	-------------------------	--------	---

○地域コミュニティ協議会及び自治会役員への女性参加を呼びかけていきたい。

委員連絡票 2

名 前	たはら国際交流協会 松野 美香	連絡票No.	2
-----	--------------------	--------	---

○当協会事業すべてを、男女の分け隔てなく行っています。

- ・ 委員、役員は男女に関係なく登用しています。
- ・ 市民海外派遣にも男女ともに参加しています。
- ・ 各語学教室、交流会にも男女ともに参加していただいています。
- ・ 在住外国人女性には、できるだけ行事に参加していただき、通訳を依頼することもあります。

委員連絡票 3

名 前	田原市防災会議 田原市更生保護女性会 本田 則子	連絡票No.	3
-----	--------------------------------	--------	---

○更生保護ボランティアの一員として、目的をもって気づき、考え、行動することが極めて大切であると、会長職を受け改めて重大だと思っています。

- ①田原市更生保護女性会が、田原市赤十字奉仕団とイコールとなっているが、各地区の会員の任期が長くないため、災害時の対応は十分にできないのではないかと心配される。
- ②田原保護区保護司会の男女別構成は、26：1と女性がわずか1名です。
- ③更生保護活動は保護司、BBS会と更生保護女性会がスクラムを組んで行動していますが、今後、女性保護司の数を増やすためにも更生保護女性会があらゆる場面でがんばって、地域に根ざしたボランティア活動をしていくことを考えています。

委員連絡票 4

名 前	公募委員 永田 みよ江	連絡票No.	4
<p>○「2012アースデイたはら」に参加しました。 （4月22日（日）@白谷海浜公園ふれあい広場） 悪天候にもかかわらず、参加者の多さにもびっくりしましたが、実行委員会のほとんどが、子育て中の女性たち中心であったのには、もっとおどろきがありました。背中に子どもをおんぶしたり、抱っこしたりしげながら、てきぱきと会場の見回り・指示をしている様子は、まさに新しい感覚でした。</p> <p>私たちの世代は、社会の制度に対して仲間内で少し不満を言うのが精一杯でしたが、家庭科共修の世代は、確実に社会に根を張り、花を咲かせつつあると感じました。</p> <p>また、東三にじの会総会で、ある男性の来賓の方が、「社会の閉塞感がある今、その体制をつくった男性のみの手でそれを解決しようとしてもできない、女性の視点をどんどん入れていくことが大事」と言われたことにも感動しました。</p>			

委員連絡票 5

名 前	行政相談員 中村 都祁子	連絡票No.	5
-----	-----------------	--------	---

○平成24年度から使用されている中学生の教科書“技術家庭科”の教師用学習指導書に私たちが地域で活動している“あかばねひらがなの会”（日本語教室・多文化交流）のことが掲載されています。



委員連絡票 6

名 前	女性会議ウィット WIT 森下 静子	連絡票No.	6
<p><u>女性会議ウィットWITの活動から</u></p> <p>○4月21日 東三にじの会総会（豊川ゆうあいの里） 記念イベントウィット製作の大型紙芝居「モモタローノーリターン」上演</p> <p>○5月6日 北山映画作製プロジェクト映画作製</p> <p>○5月10日 ウィット総会 参加者12名 山上千恵子監督登カメラマン参加 北山先生の性教育を軸とした映画製作について情報交換会・交流会 大羽チズエさんをゲストに性教育について、小さい時からの科学と人権 の視点での性教育を積み重ねていくことの大切さを語ってもらいまし た。性に関することを否定的なこととして位置付けしていくことが、多 くの問題を生み出しています。</p> <p>○5月20日 どんご村 参加者23名</p> <p>①山本県議の県政報告会～愛知県の男女参画施策と3月の議員質問の名 京から報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブアクションについて 日本愛知県市町村の状況 →なかなか進んでいない状況。 ・ジェンダーエンパワーメント指数の日本の状況について 国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」では、各国女性の活躍を 表すGEM（ジェンダーエンパワーメント指数）を用い、順位を発表 しています。「人間開発報告書 2009」によると、日本は、GEM測 定可能な109か国中、57位ですが、先進国の中では著しく下位にあ り、世界の中で日本の男女共同参画の推進の遅れを示す一つの有数な 指数として注目されています。 ・「性教育について」 簡単に進められることではないだけに、絶えず 丁寧に取り組み続けることをしていかななくてはならない。 			

②広域ガレキ処理、大村知事の田原市へのガレキ受け入れ要請について情報交換会

- ・子どもと健康の不安（放射線、重金属）
- ・広域ガレキ運搬にかかる大きな費用（現地で行う場合の平均6倍以上の経費）
- ・補助金は国から被災県に行き、それが広域処理受け入れ県に行っている流れ
- ・補助金の期限が平成26年3月までで減額されること
- ・昨日の時事ドットコムの記事によると震災ガレキはすでに当初想定
の半分以下しか残っていない（宮城県）
- ・当初想定
の344万トンから百数十万トンに減ることが19日わかった。

委員連絡票 7

名前	公募委員 平野 利依	連絡票No.	7
<p>市議会主催の地区の報告会に初めて参加しました。市議会を身近に、市民にも近づいてきてほしいという趣旨だと、説明を受けました。議会事務局も3人くらい参加され、きちんと記録をとっていました。(つまりは、それだけ税金が投入されている会です)</p> <p>内容は3月議会の報告。補正予算の報告です。大事な事ですが、なぜか、足が遠のきますね。</p> <p>実際市民でも地区役員の男性ばかり。50人くらいの参加者でしたが、私と友人二人だけが女性という雰囲気。暮らしと政治は、繋がっているもの、男性女性は関係ないはず、何が足りないのか、市議会議員さんもアイデアを出した会ではあるし、市民の意識が低すぎるのか。私の中ではもんもんとしつつ、次回は行かないだろうなって気がします。(時間とエネルギーが湧いてこない)</p> <p>田原市役所で、まだ育休をとる男性職員がいない事。まずは、公務員が率先して、男女共同参画社会の実現に向けて頑張ってください。何が取れなくさせているのか、解析が必要ですね。仕事で迷惑かけそうなら、補充する事が制度になれば。(教員のように)子育てに向き合う事は、絶対仕事のキャリアに繋がる。社会全体の応援体制が必要ですね。まずは第1号が早期に現れる事を望みます。</p>			

田原市男女共同参画推進プランに基づく市の取組事業(概要)

平成 23 年度実施事業・平成 24 年度実施予定事業

★H24 年度新規事業

I 人権尊重と男女平等の意識づくり

重点テーマ 男女の人権尊重、男女共同参画教育、社会制度・慣習の見直し、意識改革

テーマ	担当課	H23 年度実施状況	H24 年度取組予定
① 男女の人権尊重	子育て支援課	家庭相談事業 (市役所子育て支援課・渥美福祉センターに家庭相談員を各 1 名配置し、家庭内の諸問題に関する相談対応、要保護児童・要支援家庭の見守り) 児童虐待防止対策事業 (児童虐待等の早期発見と支援、市民への啓発)	継続
	福祉課 援護 G	人権擁護に関する啓発活動 第 4 回男女共同参画フェスティバルにて啓発	継続
② 男女共同参画教育・啓発の充実	学校教育課	教職員研修事業 (研修の中に男女共同参画の視点を盛り込む。)	継続
	生涯学習課	青少年健全育成事業 各市民館での家庭教育教室を開催 女性、子どものための各種講座を開催 各種イベント等で託児ボランティアを設置	継続
	市民協働課	男女共同参画推進事業 男女共同参画フェスティバル開催支援	継続
		啓発パンフレット(農家向け)作成 男女共同参画だより作成(商工業者等へ配布)	★男女共同参画啓発事業(提案型) パンフレット作成、 その他啓発事業
		ほーもん講座実施(依頼なしのため実施実績なし)	随時
	広報たはらにて、男女共同参画を実践している市民、関係する事例の紹介 ※広報秘書課にて広報たはらに掲載	継続	
③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し	市民協働課	男女共同参画推進事業 パンフレット・広報紙を発行 市民アンケート調査で市民意識の把握(H23 年度のみ)	継続

II 誰もが参画のまちづくり

重点テーマ 方針決定過程への男女共同参画促進

防災・環境・観光・地域・国際交流の分野への男女共同参画促進

テーマ	担当課	H23 年度取組	H24 年度取組予定
① 方針決定の過程への男女共同参画促進	人事課	市女性職員の登用促進 性差にかかわらず、意欲や能力のある職員を登用 市の管理監督者の女性職員登用率：26.3% (H22：24.6%)	継続 H24 市の管理監督者の女性職員登用率：28.7% (目標値：30%)
	市民協働課	関係各課の各種審議会、委員会への女性登用率調査、女性登用促進 審議会、委員会等の女性比率：17.23% (H22：16.51%)	継続 審議会、委員会等の女性比率目標：30%
	福祉課	民生児童委員、保護司、人権擁護委員の活動支援、女性委員の割合に配慮 民生児童委員の女性比率：40.4% (H22：40.4%) 保護司の女性比率：3.7% (H22：7.4%) 人権擁護委員の女性比率：60% (H22：30%)	継続 <目標値> 民生児童委員女性比率：50% 保護司女性比率：30% 人権擁護委員女性比率：60%
	教育総務課	教育委員会委員の女性委員の割合に配慮 教育委員会委員 4 名中女性 2 名	継続
女性参画促進 ② 防災への	防災対策課	防災意識啓発事業、自主防災活動推進事業 防災に関するワークショップ、研修会への女性参加促進 女性対象防災講習会参加人数：424 人 (H22：142 人) 防災対策事業（男女双方の視点に配慮した防災対策）	継続
③ 環境分野への参画促進	環境衛生課、エコネ推進室	各種会議への女性登用促進 NPO 団体の支援、会員の女性比率把握	継続
④ 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への参画促進	市民協働課	地域団体、役員への女性登用促進 地域づくり、地域活動支援	継続 地域コミュニティ活性化研究会にて、「女性参加の拡大」について検討

テーマ	担当課	H23 年度取組	H24 年度取組予定
⑤ 国際交流への 男女共同参画促進	広報秘書課	多文化共生への取組 (在住外国人の自立支援、複数言語に対応した生活ガイドブック作成) (ガイドブック作成は H23 年度で終了)	継続 ★日本語ボランティア養成講座開催

Ⅲ 生涯安心の暮らしづくり

重点テーマ 生涯にわたる心身の健康づくり、ひとり親家庭に対する生活支援、
高齢者と障害者の生活の安定と自立支援

テーマ	担当課	H23 年度取組	H24 年度取組予定
① 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援	健康課 保健予防G	健康まつり開催事業、成人保健事業 成人検診事業、成人保健事業 (健康診査、乳ガン検診等、各種検診の受診を促進。 検診の土日開催や複数の検診にまとめて実施しており、受診しやすさの向上に取り組んでいる)	継続
	健康課 母子保健G	乳幼児健診事業(乳幼児健診の受診促進) 母子保健事業(母親の育児負担軽減、保護者が安心してできる子育てに関する取組) パパママスクール開催、育児相談、家庭訪問の実施 子育てネットワーク会議開催 母子感染症予防事業	継続 (妊婦とその夫を対象としたクッキングコースは H23 年度で終了)
② 高齢者と障害者の生活の安定と自立支援	福祉課 介護保険G	介護予防福祉用具購入事業、介護予防住宅改修事業 介護予防サービス計画事業 介護予防特定高齢者施策事業 介護予防一般高齢者施策事業、総合相談事業 介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護事業 ケアマネジメント支援事業 介護予防サポーター養成研修 介護者支援事業(要介護者を介護する家族の不安解消のための支援。おむつの取り換え教室等を開催)	継続
	福祉課 福祉G	老人保護措置費支給事業、高齢者加治援助事業 高齢者福祉タクシー・バス料金助成事業 家庭介護用品支給事業、緊急コールシステム運営事業 高齢者生活管理指導短期宿泊サービス事業 高齢者配食サービス事業、高齢者防災器具等設置事業 高齢者寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 生活支援ハウス運営事業 生涯生活支援センター運営事業 (各種事業による障害者・高齢者に対する支援)	継続
	福祉課 援護G	成年後見制度利用支援事業 (高齢者・障害者が福祉サービスを利用する際の権利保護のための成年後見制度利用支援)	継続

テーマ	担当課	H23 年度取組	H24 年度取組予定
③ ひとり親 生活支援	子育て 支援課	<p>母子父子家庭等相談事業</p> <p>母子家庭自立支援給付金支給事業 (母子家庭等の自立促進のための研修会受講者等に対する支援)</p> <p>母子父子家庭支援事業 (母子父子家庭を支援するための家庭生活支援員を派遣。H23 年度は派遣実績なし)</p>	継続

IV 働きやすい場づくり

重点テーマ 事業所における性差別の解消、仕事と家庭の両立支援、女性のチャレンジ支援
 農林・水産・商工などの自営業における男女共同参画推進

テーマ	担当課	H23 年度取組	H24 年度取組予定
性差別の解消 ①事業所における	商工観光課	雇用推進事業（市役所窓口にて、雇用促進についてのパンフレット配布、情報提供等を行う。） 事業所での男女共同参画に関する講座開催 (H23 年度は開催実績なし)	継続
	市民協働課	啓発広報紙を商工会、企業に配布	継続
②仕事と家庭の両立	生涯学習課	児童クラブ運営事業、社会教育推進事業 (小学校の放課後に帰宅しても保護者がいない児童を対象に児童クラブ・放課後子ども教室を開設。) 待機児童数：24 人（6 校区、H23 年度通年利用者）	継続
	子育て支援課	児童館運営事業 (西部児童館は H23 年 12 月に閉館) 各種保育事業 ファミリーサポートセンター運営事業 地域子育て支援センター運営事業	継続 ★移動児童館運営 (地域の方の協力を得ながら行う。具体的内容等については検討中)
③農林水産商工など自営業における男女共同参画推進	農業委員会事務局	農業委員会運営事業（家族経営協定締結の促進） 新規締結戸数：11 戸（H22：17 戸）	継続
	農政課 農政G	農村生活アドバイザーの活動に対する支援 (講座への講師派遣等を行う。依頼があれば対応) 平成 23 年度実績なし 認定農業者の支援	随時
④女性のチャレンジ支援	市民協働課	女性の就労等に関する情報提供 女性を対象とした県セミナーの情報提供	継続

V 推進体制

重点テーマ 推進体制の整備、計画の進行管理

担当課	H23 年度取組	H24 年度取組予定
人事課	職員研修事務 市職員向け研修会を開催 (H23 年 1 月開催 講師：リスカーレ・コンサルティング代表 湯本壬喜枝氏 テーマ：ワークライフバランス)	継続
市民協働課	庁内ワーキングを開催（推進プランの進捗状況を把握）	継続 ★推進プラン中間見直し
	懇話会開催（男女共同参画に関して審議）	
	市民アンケート調査実施	

推進目標の評価指標

策定時:平成 18 年度

目標値:平成 28 年度(家族経営協定者数及び新規就農者数は平成 23 年度)

現状値:平成 17 年度～平成 23 年度

1. 人権尊重と男女平等の意識づくり

区 分	項 目	策定時 (H18)	目標の値 (H28)	現状の値 (H23)	備 考
①男女共同参画の認知度(市全体)	知っている	37.2%	50%以上	× 35.3%	市民アンケート調査 (H23)
②各分野における男女平等意識	家庭	18.6%	25%以上	○ 25.8%	市民アンケート調査 (H23)
	職場	16.3%	25%以上	× 16.3%	
	地域活動	25.8%	30%以上	× 26.5%	
	社会通念等	10.7%	15%以上	× 10.0%	
	法律制度上	35.5%	40%以上	× 39.4%	
	政治	21.5%	25%以上	× 20.4%	
	学校教育	56.8%	60%以上	× 54.7%	

2. 誰もが参画のまちづくり

区 分(項 目)	策定時 (H18)	目標の値 (H28)	現状の値 (H20～H23)	備 考
①審議会等(自治法 202 条の 3)の女性比率	15.9%	30%以上	× 17.2%	市調査(H23)
②委員会等(自治法 180 条の 5)の女性比率	9.8%	30%以上	× 18.2%	市調査(H23)
③市役所女性職員の管理監督者登用状況	23%	30%以上	× 26.3%	市調査(H23)
④地域活動への参加(自治会)	37.7%	上昇	○40.1%	市民アンケート調査 (H23)

3. 生涯安心の暮らしづくり

区 分	項 目	策定時 (H18)	目標の値 (H28)	現状の値 (H20～H22)	備 考
①自分の健康状態を健全と感じる割合	青年期	90.7%	90%以上	—	健康たはら21計画調 査(H21)
	壮年期	85.3%	85%以上	○ 86.3%	
	高齢期	70.2%	75%以上	—	
②介護サービス受給率		85%	88%	○ 93.0%	介護保険事業報告 (H21)
③女性の身体に関する自己決定権尊重	学習機会・意識啓発		充実度	—	市民アンケート調査 (H23)

4. 働きやすい場づくり

区 分	項 目	策定時 (H18)	目標の値 (H28) ★印はH23	現状の値 (H17～H23)	備 考
①家庭での男女の役割分担の現状	洗濯は女性	75.0%	減少	○ 65.7%	市民アンケート調査 (H23)
	食事の支度は女性	73.4%	減少	○ 66.4%	
②ファミリーサポートセンター支援件数		0 件	年 500 件	× 46 件	市調査(H23.1 現在)
③児童クラブ件数		8 箇所	12 箇所	○12 箇所	市調査(H23)
④女性の年齢別就労割合における M 字曲線の男性との差	25～29 歳	30.3%	25%	× 25.6%	国勢調査(H17)
	30～34 歳	32.3%	25%	× 29.4%	
⑤家族経営協定者数		143 戸	★ 186 戸	○ 220 戸	市調査(H23)
⑥新規就農者数		217 人	★ 258 人	○ 371 人	県調査(H21)

(凡例) ○…目標値を達成 ×…目標値に達していない

平成24年度の重点推進テーマについて

この懇話会の活動をより効果的なものとするため、年度ごとに**スローガン(重点推進テーマ)**を一つ掲げています。**問題意識を共有しつつ、それぞれの立場で、相互に連携しながら具体的な取り組みができるようにしていきたい**と思いますので、委員それぞれで重点推進テーマの案について別紙「委員提案書」をご利用頂き、ご準備願います。

重点推進テーマについては、自由にご提案いただいても、事務局が作成した参考案から選んでいただいても結構です。

1. テーマ検討のポイント

(1) 連携・協働が図れる取り組み

「田原市男女共同参画推進懇話会」は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、田原市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことが目的である。

男女共同参画を推進する協働の場として、多様な主体との「連携・協働」により効果が期待される取り組みをテーマとするのが望ましい。

(2) 取り組みやすいもの

人的、予算的、技術的な面で、取り組みやすいテーマが望ましい。

(3) より多くの人々への働きかけ

男女共同参画に関心のない層や男女共同参画以外のテーマを掲げて活動する個人、団体等への働きかけが必要である。

(4) 身近な課題

地域の幅広い分野の課題を取上げ、男女共同参画の視点を活かしつつ、多様な主体と連携・協働しながら課題を解決する実践的活動に取り組むことが必要である。

2. 地域に住む人々が抱える課題の例

(1) 就業・再就業

就業・再就業の課題を抱える女性は多い。

(2) ワーク・ライフ・バランス

自分の希望に沿った生活を送るためには、仕事、子育て、介護等の家庭生活及び地域活動の調和を図ることは重要な課題である。

(3) 子育て

身近な地域において抱える重要な課題である。

(4) 配偶者等からの暴力

配偶者や交際相手からの暴力の発生を未然に防ぐためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を、地域社会に浸透していく必要がある。

(5) 高齢者の社会参加・自立支援

少子高齢化が一層進むことが見込まれるため、高齢者の社会参加と自立支援は、重要な課題である。

(6) 地域の外国人との共生

国際化が進む中、在留外国人の数は増加している。

(7) 災害への対応

東日本大震災以降、市民の防災への意識は高まっている。地域の防災活動への女性参加が必要不可欠である。

事務局で作成した『重点推進テーマ』の参考案

〔プランの推進目標1〕人権尊重と男女平等の意識づくり

〔内容 1) 男女の人権の尊重 2) 男女共同参画教育の充実 3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し及び意識改革〕

■重点推進テーマ **案1 「男女の人権尊重の推進」**

■重点推進テーマ **案2 「個人で取り組む男女共同参画の推進」**

■重点推進テーマ **案3 「家庭における男女平等の推進」**

■重点推進テーマ **案4 「男女を隔てる意識の解消」** ※H22、H23 年度テーマ

〔プランの推進目標2〕誰もが参画のまちづくり

〔内容 1) 方針決定過程における男女共同参画の促進 2) 防災・環境分野・地域づくり・観光・市民協働・国際交流における男女共同参画の促進〕

■重点推進テーマ **案5 「男女ともに参加の推進」**

■重点推進テーマ **案6 「身近な男女共同参画の推進」**

〔プランの推進目標3〕生涯安心の暮らしづくり

〔内容 1) 生涯にわたる心身の健康づくり支援 2) 高齢者・障害者の生活安定と自立支援 3) ひとり親家庭に対する生活支援〕

■重点取組テーマ **案7 「男女ともに健康づくりの推進」**

〔プランの推進目標4〕働きやすい場づくり

〔内容 1) 事業所における性差別の解消 2) 仕事と家庭の両立支援 3) 農林・水産・商業など自営業における男女共同参画の推進 4) 女性のチャレンジ支援〕

■重点推進テーマ **案8 「ワーク・ライフ・バランスの推進」** ※H21 年度テーマ

■重点推進テーマ **案9 「仕事場における男女共同の推進」**

■重点推進テーマ **案10 「女性チャレンジの推進」**

(参考) 具体的な取組の事例

「男女共同参画の視点」を意識しているものに限らず、結果として男女共同参画社会の実現に資するものを取上げています。

〔プランの推進目標 1〕 人権尊重と男女平等の意識づくり

- DV 防止啓発カード作成 (春日井市、愛知県)
- DV 対策基本計画の策定 (春日井市)

〔プランの推進目標 2〕 誰もが参画のまちづくり

- 多国人向け相談 (名古屋国際センター、愛知県国際交流協会)

〔プランの推進目標 3〕 生涯安心の暮らしづくり

- 男の料理教室(豊橋市、田原市社会福祉協議会)
- 妻と夫の定年塾 (豊橋市)

〔プランの推進目標 4〕 働きやすい場づくり

- チャレンジ相談の実施 (愛知県)
- 看護師の再就職のための研修 (豊橋市)
- ワーク・ライフ・バランスのセミナー実施
- 親子参加型のものづくり教室
- 託児ボランティアへの登録 (豊川市)
- ボランティアによる絵本の読み聞かせ
- 地域ぐるみの子育て支援
- 子育て支援企業認定・表彰 (名古屋市)
- ファミリーフレンドリー企業への登録 (県内 5 8 6 社)

〔その他〕

- 市民まつりで「男女共同参画コーナー」開設 (豊川市)
- セミナー、連続講座の開催 (ウイット)
- 啓発資材 (DVD、パネル) の貸出による啓発活動(豊川市)
- 人材登録者を募集し、積極的な参加を促進 (豊川市・新城市)
- セミナー受講生のネットワーク組織づくり (豊橋市)
- 電話や面談による女性の悩みごと相談の活用 (豊橋市・新城市)
- 男女共同参画に関する標語、川柳等の応募による啓発(豊橋市・豊川市・愛知県ほか)
- 男女共同参画月間の設定 (春日井市)
- 押しかけ講座等による男女共同参画の理解促進 (秋田県・佐賀県)
- 地域の女性が一步を踏み出す様々なサポート
(セミナー、イベント、生活情報紙、コミュニティカフェ) (滋賀県)

第5回男女共同参画フェスティバル企画概要

概要

田原市男女共同参画推進プランに掲げる目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目指し、男女共同参画の意識を市民に広く啓発するため、市民や市民活動団体による「第5回男女共同参画フェスティバル」を実施する。

男女共同参画映画祭では、女性の生き方や夫婦の絆等をテーマとした作品を上映し、来場者に男女共同参画を啓発する。

主催

田原市男女共同参画推進懇話会（事務局：田原市市民協働課）

日時・場所

平成24年8月26日（日） 午前10時～午後4時（時間帯未定）

田原文化会館（愛知県田原市田原町汐見5番地）

内容

- 団体の活動発表（ステージ発表、パネル展示、ブース出展）
- 映画祭（映画関係者の講演を検討中）
作品候補：「60歳のラブレター」

体制

- 懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。企画・準備を運営部会で進め、フェスティバル当日の運営は懇話会委員全員で行う。
- 懇話会委員の中から運営部会委員を選定し、部会長を選出する。
- フェスティバルまでに4回程度の運営部会を開催する。

第4回男女共同参画フェスティバル開催状況

日時:平成23年8月28日(日) 午前10時~午後4時10分

会場:田原文化会館 多目的ホール他

主催:田原市男女共同参画推進懇話会

参加団体:市内外の団体及び個人(計34)

来場者数:約700人

■交流ひろば(多目的ホール他)



↑ステージ発表



↑多目的ホール内の様子



↑パネル展示



ワークショップ



団体出展ブース



■出展者アンケート結果

・フェスティバルに参加してみて「とても良かった」、「まあまあ良かった」が約 70%

・次回のフェスティバルについて

「ぜひ開催してほしい」が約 70%、「開催してもよいが、内容を工夫すべき」が約 30%

・開催時期の希望について

「8月がよい」、「いつでもよい」がどちらも約 30% (次いで、「9月」が 16%、「10月」が 8%)

■映画祭(文化ホール)

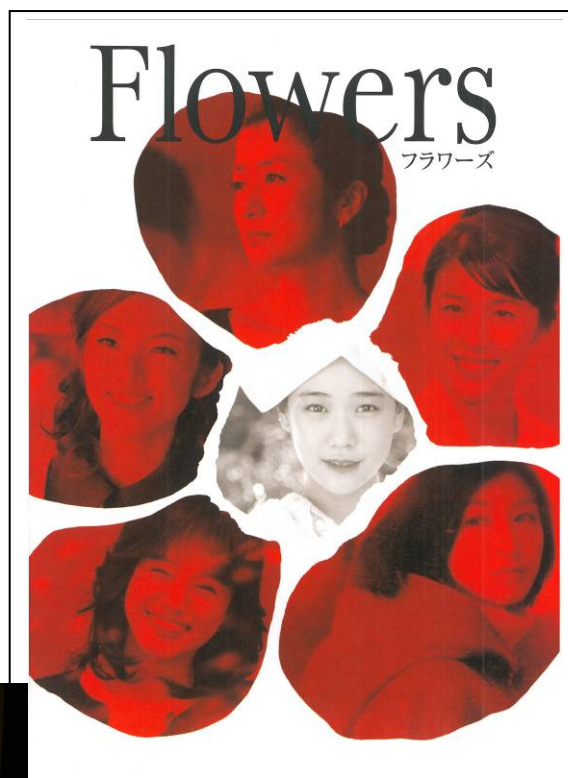
午後2時開演(午後1時30分開場)

上映作品:『Flowers』(日本/2010年/110分)

来場者:約230人(入場無料)



↑オープニング 主催者・来賓あいさつ
 (右) 懇話会 中村都祁子会長
 (左) 鈴木克幸市長(来賓)



↑上映映画『Flowers』(監督:小泉徳宏)
 昭和から平成までのさまざまな時代環境
 の中、自分らしく懸命に生きる6人の女性を
 描いた作品。

←オープニング
 成章高校吹奏楽部による演奏

■来場者アンケート結果

年代・性別	来場者全体の約 60%が50代以上、全体の約 70%が女性
フェスティバルをどこで知ったか	「知人友人から」約 46%、「回覧を見て」約 20%、 「チラシ・ポスターを見て」約 20%、「新聞折込チラシを見て」約 13%
フェスティバルの満足度	「満足」約 40%、「普通」約 50%、「不満」約 2%
《意見》	・ブースが狭くゆっくり見られなかった。 ・出展内容と男女共同参画の内容が合っているのか、目的がわからない。等
映画祭の満足度	「よかった」約 48%、「普通」約 20%、「よくなかった」約 3%
《意見》	・映画のストーリー・内容がよくわからなかった。 ・女性の力強く生きていく姿に感動した。とても良い映画だった。 ・この映画が、フェスティバルのテーマに相応しいものとは感じられない。 ・映像、音響が悪く、観賞しにくかった。等

平成 24 年度田原市男女共同参画推進プラン

中間見直しについて

田原市男女共同参画推進プラン（H18 年度策定）

計画の期間 平成 19 年度～平成 28 年（10 年間）

目 標 「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

見直しの目的

策定時から 5 年が経ち、社会情勢の変化により、国の施策や市民の意識は変化している。田原市の市民・事業者・行政等の置かれている状況に合わせてプランの内容を見直す必要がある。策定時の社会と現在の状況を確認し、現状とのズレが生じている部分を今の時代に即した内容へと改訂する。

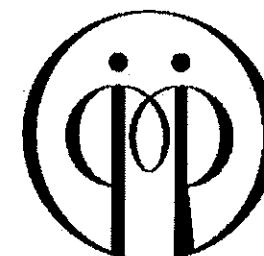
プラン修正部会

- 懇話会の中に修正部会を設置し、修正部会においてプラン見直しを進めるが、懇話会でもプランについて意見交換を行い、懇話会と修正部会とでプラン見直しを行う。
- 懇話会委員から修正部会委員を選定し、修正部会委員を選任する。
- 修正部会を 2 回程度開催する。（資料 6 - 1 参照）

田原市男女共同参画推進プラン 平成 24 年度中間見直し作業の流れ(案)

時期	ワーキング(以降「WG」と記載)	懇話会・修正部会
H23 年度 2月	H23 年度第 3 回 WG ○社会状況や市の政策で プラン策定時より変化している点 ○必要・不必要な指標について	(H23 年 9 月 市民協働課) ◆男女共同参画に関する市民アンケート調査実施 ⇒結果をプラン見直しに反映
H24 年度 5月	5/11 第1回 WG ○前回会議で出た意見を復習 ○策定時と現状とのずれ、必要・不要な項目に ついて意見交換	5/25 第 16 回懇話会 ○修正部会立ち上げ ○第 1 回 WG 内容報告 ○策定時から変化していること(市民の状 況、委員それぞれの所属の状況等)を挙げ、 現状を把握。
6月		
7月	第2回WG ○推進施策・指標設定見直し	
8月		
9月		(中旬)第1回修正部会 ○現状とプランとのずれを確認し、実際に修 正していく。
10月	(上旬)第3回 WG ○推進施策・指標設定見直し	(下旬)第 17 回懇話会 ○修正した結果、修正しない部分に問題が生 じないか確認する。
11月		
12月		(上旬)第2回修正部会 ○修正後のプランの全体を確認
1月		(1月)パブリックコメント実施予定
2月	(下旬)第4回 WG ○見直し後のプラン内容、指標を確認	
3月		(中旬)第 18 回懇話会 ○修正部会より見直し後プランを報告
H25 年度		プラン印刷業務

第3次男女共同参画基本計画



男女共同参画

第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは・・・

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日 閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

・下記の重点分野のうち、黄色で★が付いているものが新設分野

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「成果目標」を設定
 (※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
 ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策(重点分野)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

第1部 基本的な方針

目指すべき社会

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

計画策定に当たっての基本的な考え方

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③ 女子差別撤廃条約の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図る。

基本計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への支援
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本的考え方

- 男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担い、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平に反映され、均等に利益を享受することができなければならない。
- 多様な人材の能力の活用の観点から、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性の経済活動の機会を創造し拡大する必要がある。
- 「2020年30%」の目標を社会全体で共有し、その達成のために官民挙げて真剣に取り組んでいかなければならない。

目標

各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)
衆議院議員の候補者	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)
参議院議員の候補者	22.9% (平成22年)	30% (平成32年)

※「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

成果目標(抜粋)

各項目に占める女性の割合	現状	成果目標(期限)
検察官(検事)	18.2% (平成21年)	23% (平成27年度末)
国家公務員採用試験からの採用者	26.1% (平成22年度)	30%程度 (平成27年度末)
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上	5.1% (平成20年度)	10%程度 (平成27年度末)

各項目に占める女性の割合	現状	成果目標(期限)
国の本省課室長相当職以上	2.2% (平成20年度)	5%程度 (平成27年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上	5.7% (平成21年)	10%程度 (平成27年度末)
民間企業の課長相当職以上	6.5% (平成21年)	10%程度 (平成27年)

施策の実施 (平成27年度末までに実施)

○ 政治分野

- ・国会議員の女性候補者の割合の向上のため、政党への働きかけ
- ・地方議会議員の女性候補者の割合の向上のため、仕事と生活の調和の推進体制の整備、女性の地方公共団体の長のネットワークの形成など政党等への働きかけ
- ・クオータ制も含めた多様なポジティブ・アクションの検討

○ 司法分野

- ・「2020年30%」の目標達成に向けた中間目標の設定等、女性の参画拡大の働きかけ
- ・ロールモデルの発掘やメンター制度導入の働きかけ
- ・仕事と生活の調和の推進の働きかけ

○ 行政分野

- ・女性国家公務員、地方公務員の採用・登用の促進
- ・研修機会の充実、ロールモデルの発掘
- ・仕事と生活の調和の推進
- ・審議会委員等における女性の参画の拡大

○ 雇用分野

- ・企業における女性の採用・登用促進について、取組を働きかけ
- ・男女共同参画の取組に対する表彰
- ・公共調達等における評価等
- ・女性管理職のネットワーク支援
- ・企業におけるポジティブ・アクションの検討

○ その他の分野

- ・専門的職業及び職能団体、各種機関・団体・組織における女性の能力発揮が、それぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠との認識醸成
- ・「2020年30%」の目標達成に向けて、状況に合った目標設定

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

基本的考え方

- 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。
- その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分 (平成18年)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)

施策の実施

○ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ・男女の社会における活動の選択に中立的な税制や社会保障制度などの検討
- ・選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について引き続き検討など

○ 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

- ・学習プログラムの開発など男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進
- ・有識者、女性団体、経済団体等多様な団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

○ 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

- ・教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進
- ・法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進
- ・人権が侵害された場合の被害者の救済体制・相談体制の充実

○ 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集等

- ・男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施
- ・調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実
- ・ジェンダー予算の在り方等の検討
- ・育児・介護などの無償労働の把握と、経済的・社会的評価のための調査・研究の実施

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

基本的考え方

- 男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする。
- 男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。
- 子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながる。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成21年)	13% (平成32年)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	920企業 (平成22年)	2,000企業 (平成26年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	8.6%以下 (平成17年)	29% (平成32年)

項目	現状	成果目標 (期限)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	24.2 (平成17年)	2割以上減 (平成28年までに)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342地区 (平成20年度)	全小児救急医療圏 (平成26年度)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)

施策の実施

○ 男性にとっての男女共同参画

- ・広報・啓発など男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・働き方の見直しを進めるなど企業における男性管理職等への意識啓発
- ・男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善、地域活動への参画支援等
- ・男性に対する相談体制の確立、心身の健康維持等

○ 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実や発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施など、教育による男女共同参画の理解の促進
- ・食育の普及促進や健康教育の推進など、子どもの健康の管理・保持増進の推進

○ 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

- ・子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策
- ・メディア産業の自主規制の取組促進など児童ポルノ対策、児童買春対策の推進
- ・世代を超えた貧困の連鎖の防止や、小児医療体制の充実等安心して親子が生活できる環境づくり

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

基本的考え方

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正や「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。
- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、女性が十分に能力を発揮することができ活躍できる社会づくりは、経済社会の活性化という点からも、極めて重要な意義を持つ。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標(期限)	項目	現状	成果目標(期限)
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	30.2% (平成21年)	40%超 (平成26年)	25歳から44歳までの女性の就業率	66.0% (平成21年)	73% (平成32年)
在宅型テレワーカーの数	330万人 (平成20年)	700万人 (平成27年)	第一子出産前後の女性の就業継続率	38% (平成17年)	55% (平成32年)

施策の実施

○雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導など男女雇用機会均等の更なる推進
- ・男女間の賃金格差の解消に向けた「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及を始めとする企業への働きかけ

○非正規雇用における雇用環境の整備

- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進
- ・適正な労働条件の確保などパートタイム労働対策の総合的な推進

○ポジティブ・アクションの推進

- ・公共調達において男女共同参画に取り組む企業への積極的評価、取組のためのノウハウ等に関する情報提供など企業のポジティブ・アクションへの支援

○女性の能力発揮促進のための支援

- ・在職中の女性に対する職業訓練など能力開発の支援
- ・全国の女性関連施設、地方自治体等における女性就業支援事業の支援(相談対応、ノウハウ・情報提供、講師派遣等)

○多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

- ・テレワークなど仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進
- ・低利融資制度など女性起業家に対する支援
- ・自営業における家族従業者の実態把握、就業環境の整備
- ・配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しなど社会制度の検討

○「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

- ・雇用処遇の改善など女性の継続就業のための環境整備
- ・インセンティブ付与の検討など男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援推進

○女性の活躍による経済社会の活性化

- ・活躍事例の発信など女性の能力発揮促進のための支援
- ・女性の継続就業、再就職、起業への支援
- ・自営業における家族従業者の就業環境の整備

第5分野 男女の仕事と生活の調和

基本的考え方

○少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。

○仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1% (平成21年)	100% (平成32年)	3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合	22.8% (平成22年度)	44% (平成29年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0% (平成20年)	5割減 (平成32年)	小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	21.2% (平成22年度)	40% (平成29年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成20年)	70% (平成32年)	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (平成19年)	100% (平成32年)

施策の実施

○仕事と生活の調和の実現

- ・仕事と生活の調和に関する社会的気運醸成のための意識啓発の推進
- ・働き方の見直し、父親の子育てへの参画など、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- ・仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着
- ・就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための仕事と生活の調和等に関する統計の整備の検討

○多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- ・全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実
 - 幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための制度構築に向けた検討
 - 経済的な子育て支援の充実
 - 保育サービスの整備等
 - 地域における子育て支援の拠点等の整備
- ・多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実

○働く男女の健康管理対策の推進

- ・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保
- ・妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知啓発、厳正な対応等の推進により、妊娠・出産する女性の就業機会を確保

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

基本的考え方

- 我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。
- 農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会: 890 (平成20年度) 農業協同組合: 535 (平成19年度)	農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

施策の実施

○意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・固定的な性別役割分担意識の是正
- ・女性農業委員、女性指導農業士など女性リーダーの育成や農業委員、農業協同組合などの女性役員の登用目標の設定の推進・達成に向けた取組の促進

○女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ・家族経営協定の締結数の拡大、継続的な有効活用の促進による女性の経済的地位の向上
- ・「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進
- ・農林水産業の生産現場において、育児等との両立を支援するための施設整備の推進

○女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ・育児・介護に当たる女性への子育てネットワーク活動等の情報提供の推進
- ・地域内外での助け合いを通じた高齢者の生活支援体制の整備の促進
- ・現行農業者年金制度の女性農業者、若い農業者の加入の促進等

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

基本的考え方

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られる。
- 貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも男女共同参画を進める必要があり、女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう雇用を巡る諸課題に取り組む。
- 生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援及び生活上の困難に直面する人々に対する支援策を進める。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標(期限)
公共職業訓練受講者の就業率	施設内73.9% 委託 62.4% (平成21年)	施設内80% 委託 65% (平成32年)
ジョブ・カード取得者	29.1万人 (平成20年4月から平成22年7月まで)	300万人 (平成32年)

項目	現状	成果目標(期限)
自立支援教育訓練給付金事業	90.0% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	—	10万人 (平成32年)
フリーター数	178万人 (平成21年)	124万人 (平成32年)

施策の実施

○セーフティネットの機能の強化

- ・非正規労働者への社会保険の適用拡大の検討や、就労により経済的自立を目指す仕組みの確立、ナショナルミニマムの基準・指標の研究

○雇用・就業の安定に向けた課題

- ・就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討

○安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

- ・ひとり親家庭等に対する子育て・生活支援・就業支援策等の推進
- ・生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための教育費の負担軽減や多様な教育機会の確保

○男女の自立に向けた力を高める取組

- ・キャリア教育の充実など若年期における自立支援の充実
- ・配偶者からの暴力被害者のエンパワーメントに向けた支援の充実
- ・様々な生活上の困難に直面する利用者に対し、様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスを提供するための制度化に向けた検討

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

基本的考え方

- 高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。
- 障害があること、日本で働き生活する外国人等であることに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
バリアフリーの認知度	93.8% (平成17年度)	100% (平成24年度)	地域自立支援協議会を設置している市町村数	約1,426市町村 (平成21年4月)	全市町村 (平成24年)
ユニバーサルデザインの認知度	64.3% (平成17年度)	80% (平成24年度)	障害者の実雇用率(民間企業)	1.68% (平成22年6月)	1.8% (平成32年)
60歳から64歳までの就業率	57.0% (平成21年)	63.0% (平成32年)			

施策の実施

○高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援
- ・高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立支援
- ・家庭介護者等の介護負担の軽減のための介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備

○障害者が安心して暮らせる環境の整備

- ・各種施策の総合的な推進
- ・ハード・ソフト両面にわたり社会のバリアフリー化など障害者の自立を容易にするための環境整備
- ・障害者の就職希望を実現するための雇用・就労の支援

○外国人が安心して暮らせる環境の整備

- ・男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人の教育、住宅、就労支援、情報提供や相談体制の整備等を推進

○女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

- ・障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々についての人権教育・啓発等の推進

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネットなどの普及により多様化している女性に対する暴力については、新たな視点から迅速かつ効果的に対応することが求められている。
- 暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠である。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標(期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成27年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成21年)	100% (平成27年)

項目	現状	成果目標(期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所 (平成22年)	100か所 (平成27年)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県 (平成22年)	各都道府県に最低1か所 (平成27年)

施策の実施

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・ 広報啓発など女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
- ・ 相談・カウンセリング体制等の整備
- ・ 防犯対策の強化など暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・ 被害実態の把握など暴力に関する調査研究等

○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・ 被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援
- ・ ストーカー行為等への厳正な対処等

○性犯罪への対策の推進

- ・ 性犯罪被害者への支援充実
- ・ 性犯罪捜査体制の整備など性犯罪への厳正な対処
- ・ 再犯防止対策など加害者に対する対策の推進等

○子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・ インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止策など児童ポルノ対策の推進
- ・ 被害児童への適切な対応等児童買春対策の推進

○売買春への対策の推進

- ・ 婦人相談所と関係機関との連携強化による売買春からの女性の保護、社会復帰の支援

○人身取引対策の推進

- ・ 「人身取引対策行動計画2009」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・ 相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・ インターネット上の児童ポルノ画像等の流通防止対策の推進
- ・ メディア産業の性・暴力表現についての流通・閲覧等に関する対策の在り方の検討等

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

基本的考え方

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の前提と言える。
- 生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要である。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標(期限)	項目	現状	成果目標(期限)
食育に関心を持っている国民の割合	71.7% (平成21年)	90%以上 (平成27年度)	不妊専門相談センター	61都道府県市 (平成22年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成26年度)
妊娠・出産について満足している者の割合	92.6% (平成21年度)	100% (平成26年)	子宮がん検診、乳がん検診受診率	子宮がん21.3% 乳がん20.3% (平成19年)	子宮がん50%以上 乳がん50%以上 (平成23年度末)
出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数	21.2床 (平成20年度)	25~30床 (平成26年度)	成人の週1回以上スポーツ実施率	45.3% (平成21年)	65%程度 (できる限り早期)

施策の実施

○生涯を通じた男女の健康の保持増進

- ・男女が健康状態に応じて適切に自己管理できるようにするための健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進

○健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・HIV/エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

○医療分野における女性の参画の拡大

- ・医療分野における女性の参画の拡大による医療体制の充実
- ・医師、看護師などにおける就業継続・再就業支援など能力を発揮しやすい環境の整備

○妊娠・出産等に関する健康支援

- ・安全に産み育てるための周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実
- ・不妊治療に関する経済的支援、相談体制の充実
- ・学校における適切な性に関する指導の実施
- ・人工妊娠中絶・生殖補助医療について

○性差に応じた健康支援の推進

- ・性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策の推進

○生涯にわたるスポーツ活動の推進

- ・スポーツ団体の実態を踏まえた女性の団体役員等への積極的な登用
- ・心身ともに健康で活力ある生活を形成するための女性のスポーツ参加を促進する環境の整備

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本的考え方

- 男女共同参画社会実現のため、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、教育・学習がその基礎となる。
- 固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るための教育・学習を充実する。
- 女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成21年)	75% (平成27年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—	平成27年までに解消

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成22年)	30% (平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

施策の実施

○ 男女平等を推進する教育・学習

- ・男女共同参画に関する研修の実施など教育関係者の正確な理解の促進
- ・個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための学校教育の充実
- ・地域における男女共同参画に関する学習機会の提供など社会教育の推進

○ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ・男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など生涯学習・能力開発の推進
- ・情報提供や教育プログラムの開発などエンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

○ 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・学校教育機関において、女性の能力が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るなど女性の参画拡大の推進

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

基本的考え方

- 我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、女性研究者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠。
- 科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成を促す。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	自然科学系 23.1% (平成20年)	「自然科学系25%(早期)、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値	日本学術会議の会員に占める女性の割合	20.5% (平成20年)	22% (平成27年)
			日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5% (平成20年)	14% (平成27年)

施策の実施

○ 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

- ・研究機関における女性研究者の採用・登用の取組の奨励・支援
- ・研究機関における取組状況等の公表

○ 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

- ・女性研究者における働きやすい環境の醸成や能力の一層発揮のため、女性研究者のネットワークの構築や勤務環境の整備
- ・研究者等の実態把握や統計情報の収集・整備

○ 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

- ・女子学生・生徒の理工系分野への興味・関心の喚起・向上を図る取り組みなど進路選択の支援

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

基本的考え方

- 固定的性別役割分担意識を解消していくため、メディア側も積極的な取組を行うよう働きかける。
- 違法・有害な情報の発信主体が多様化するなどメディアを取り巻く現状を踏まえ、情報の隔離を適切に行う取組が必要である。
- メディアに関わる業界における女性の参画を拡大するよう働きかける。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

項目	現状	成果目標 (期限)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

施策の実施

○ 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ・違法・有害な情報に関するインターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
- ・様々な情報を主体的に収集・判断・発信する能力を身に付けるためのメディア・リテラシーの向上

○ 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

- ・行政機関の実務担当者による男女共同参画の視点に立った適切な広報活動の促進

○ メディア分野における女性の参画の拡大

- ・メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

基本的考え方

- 一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠である。
- 男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。
- 地域の男女共同参画拠点の活性化などにより、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
自治会長に占める女性の割合	4.1% (平成22年)	10% (平成27年)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (平成21年)	0 (平成27年)

項目	現状	成果目標 (期限)
全国の女性消防団員	19,103人 (平成22年)	10万人

施策の実施

○地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- ・人材育成など男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化
- ・実践的活動に関する先進事例等の収集・提供等

○地域の活動における男女共同参画の推進

- ・地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・防犯活動など地域活動への多様な人々の参画促進
- ・地域活動団体とのネットワーク構築・連携の促進

○男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

- ・コミュニティビジネスにおける女性の参画支援等による地域経済活性化
- ・NPO法人への税制優遇措置充実の支援など地域社会への男女共同参画の促進

○防災における男女共同参画の推進

- ・防災体制確立のための防災分野における女性の参画の拡大
- ・災害対応マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画の推進

○男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

- ・持続可能な社会の実現に重要な環境分野における女性の積極的参画の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

基本的考え方

- 女子差別撤廃委員会で勧告された事項に適切に対処する。
- 国際的な場における女性の積極的な登用を進める。
- ODAの実施に当たっては、ジェンダー主流化の視点に立ち、効果的かつ公正に進める。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める		「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

施策の実施

○ 国際的協調: 条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

- ・女子差別撤廃委員会の最終見解や国際的な取組についての周知徹底
- ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、国内施策における実施・評価・監視体制の強化
- ・男女共同参画に関連の深い未締結の条約等に関する検討

○ 男女共同参画の視点に立った国際貢献

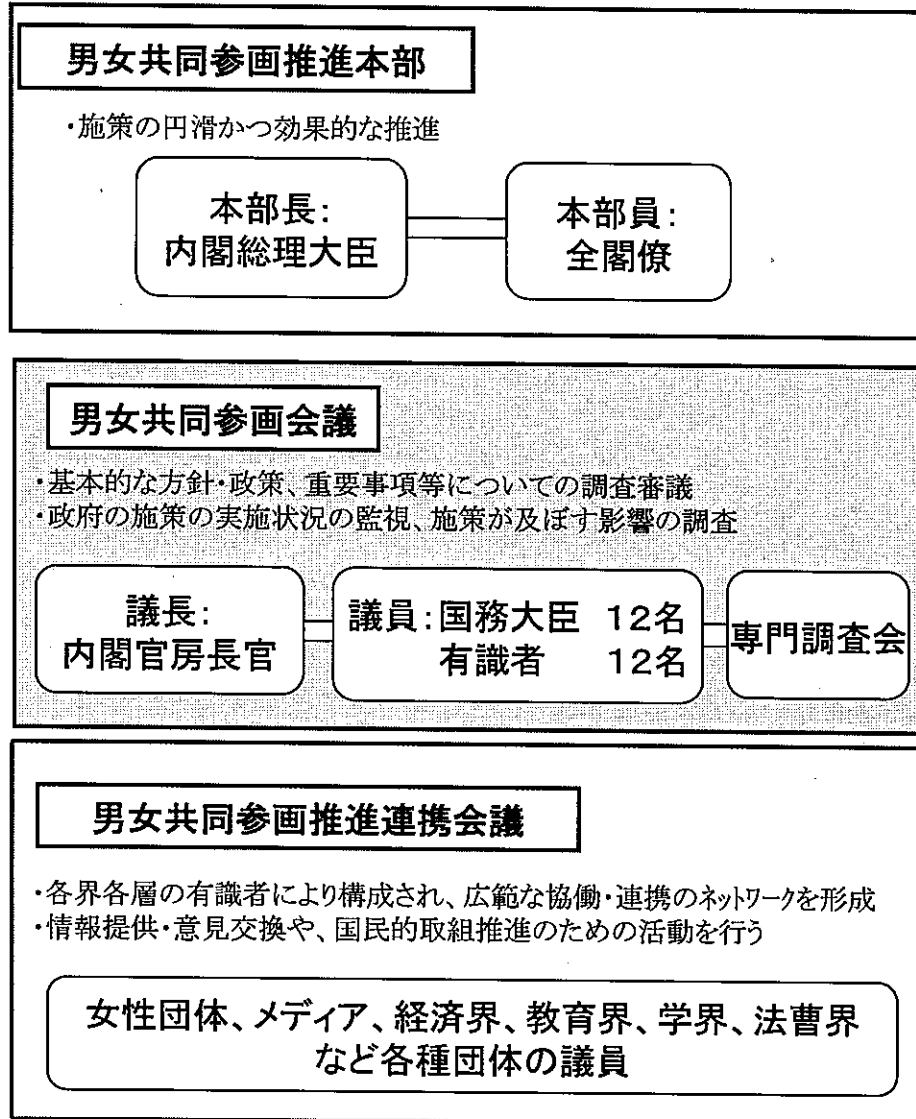
- ・「ODA大綱」、「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」に基づく取組の推進
- ・女性の平和への貢献を推進するため、軍縮、平和構築、復興開発プロセスへの参画促進
- ・UN Women等国際機関や研究機関等との連携・協力の推進

○ 対外発信機能の強化

- ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・日本の特徴をいかしたテーマの対外発信
- ・NGO等との連携・協力による男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進
- ・国際会議への積極的な貢献によるイニシアティブの発揮

第3部 推進体制

男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



○国内本部機構の強化

- ・基本計画に掲げる施策を総合的に展開し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映するため、多様な主体との連携強化

○第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

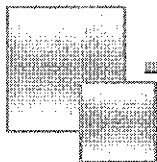
- ・第3次基本計画の実施状況等を定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等の働きかけ
- ・女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関し、その進捗状況の監視
- ・苦情の処理等の対応の充実

○政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

- ・男女共同参画会議は引き続き影響調査を実施し、結果を国民に公表

○地方公共団体や民間団体等における取組への支援

- ・地方公共団体との連携の強化、支援の推進
 - 都道府県、市町村に推進体制の整備充実、関連施策の一層の推進を働きかけ
 - リーダーシップの発揮についての首長への働きかけ
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実
 - 男女共同参画センター等の機能充実に向けた支援
- ・NPO、NGO、地縁団体との連携強化
 - 「新しい公共」の広がりに向けたネットワークの構築
 - 地域版推進連携会議等を通じた地域の連携体制づくりの推進
- ・大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化



内閣府男女共同参画局

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1

第3次男女共同参画基本計画の全文、概要などは下記アドレスからご覧いただけます。

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>

第3次男女共同参画基本計画 成果目標の原典

成果目標	統計・調査の原典
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	総務省「衆議院議員総選挙結果」
参議院議員の候補者に占める女性の割合	総務省「参議院議員通常選挙結果」
検察官（検事）に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	・内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 ・総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
国の指定職相当に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
国家公務員の男性の育児休業取得率	総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」
国の審議会等委員に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
都道府県の地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
地方公務員の男性の育児休業取得率	総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	
「男女共同参画社会」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	総務省「社会生活基本調査」

成果目標	統計・調査の原典
3 男性、子どもにとっての男女共同参画	
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	総務省「労働力調査」基本集計
年次有給休暇取得率	厚生労働省「就労条件総合調査」
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	総務省「社会生活基本調査」
男性の育児休業取得率	厚生労働省「雇用均等基本調査」
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	厚生労働省「次世代育成支援対策推進法施行状況」
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	厚生労働省「雇用均等基本調査」
在宅型テレワーカーの数	国土交通省「テレワーク人口実態調査」
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	厚生労働省「人口動態調査」
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	厚生労働省調べ
公立中学校における職場体験の実施状況	文部科学省「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	文部科学省「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」
4 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	厚生労働省「雇用均等基本調査」
在宅型テレワーカーの数	国土交通省「テレワーク人口実態調査」
自己啓発を行っている労働者の割合	厚生労働省「能力開発基本調査」
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	厚生労働省「雇用均等基本調査」
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	総務省「労働力調査」（基本集計）
年次有給休暇取得率	厚生労働省「就労条件総合調査」
男性の育児休業取得率	厚生労働省「雇用均等基本調査」
25歳から44歳までの女性の就業率	総務省「労働力調査」（基本集計）
第一子出産前後の女性の継続就業率	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	厚生労働省「次世代育成支援対策推進法施行状況」

成果目標	統計・調査の原典
5 男女の仕事と生活の調和	
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	厚生労働省「労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	総務省「労働力調査」（基本集計）
年次有給休暇取得率	厚生労働省「就労条件総合調査」
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	総務省「社会生活基本調査」
男性の育児休業取得率	厚生労働省「雇用均等基本調査」
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	厚生労働省「次世代育成支援対策推進法施行状況」
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	厚生労働省「雇用均等基本調査」
在宅型テレワーカーの数	国土交通省「テレワーク人口実態調査」
3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（平成18年12月推計）」
小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省調べ
放課後子ども教室の実施	文部科学省調べ
地域子育て支援拠点事業	厚生労働省調べ
ファミリー・サポート・センター事業	厚生労働省調べ
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	厚生労働省「労働者健康状況調査」
20歳から34歳までの就業率	総務省「労働力調査」（基本集計）
第一子出産前後の女性の継続就業率	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
6 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農林水産省「農林水産業・農山漁村における男女共同参画に関する目標設定状況及び女性の参画状況等調査等について」
家族経営協定の締結数	農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」
7 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	
公共職業訓練受講者の就業率	厚生労働省「定例業務統計報告」
ジョブ・カード取得者	厚生労働省調べ
25歳から44歳までの女性の就業率	総務省「労働力調査」（基本集計）

成果目標	統計・調査の原典
第一子出産前後の女性の継続就業率	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
自立支援教育訓練給付金事業	厚生労働省調べ
高等技能訓練促進費等事業	厚生労働省調べ
地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	厚生労働省調べ
20歳から34歳までの就業率	総務省「労働力調査」(基本集計)
フリーター数	総務省「労働力調査」(詳細集計)
8 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	
バリアフリーの認知度	内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書」
ユニバーサルデザインの認知度	内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書」
60歳から64歳までの就業率	総務省「労働力調査」(基本集計)
地域自立支援協議会を設置している市町村数	厚生労働省「障害者自立支援法における障害者相談支援事業の実施状況等について」
障害者の実雇用率(民間企業)	厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」
9 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	内閣府「男女間における暴力に関する調査」
配偶者暴力防止法の認知度	内閣府「男女間における暴力に関する調査」
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	内閣府「男女間における暴力に関する調査」
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	内閣府「配偶者暴力相談支援センターに関する情報」
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	内閣府「男女共同参画センターにおける性犯罪被害者からの相談対応に関する調査」
10 生涯を通じた女性の健康支援	
食育に関心を持っている国民の割合	内閣府「食育の現状と意識に関する調査」
妊娠・出産について満足している者の割合	厚生労働省科研費「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」
妊娠11週以下での妊娠の届出率	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	厚生労働省科研費「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」
出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数	厚生労働省「医療施設静態調査」及び「人口動態統計」
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	厚生労働省調べ

成果目標	統計・調査の原典
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	厚生労働省調べ
不妊専門相談センター	厚生労働省調べ
妊娠中の喫煙・飲酒	厚生労働省「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」
子宮がん検診、乳がん検診受診率	厚生労働省「国民生活基礎調査」
成人の週1回以上スポーツ実施率	内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計
11 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
公立中学校における職場体験の実施状況	文部科学省「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	文部科学省「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	文部科学省調べ
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	文部科学省調べ
大学の教授等に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
12 科学技術・学術分野における男女共同参画	
女性研究者の採用目標値（自然科学系）	文部科学省調べ
日本学術会議の会員に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
13 メディアにおける男女共同参画の推進	
「男女共同参画社会」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
14 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	
自治会長に占める女性の割合	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
女性委員のいない都道府県防災会議の数	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
全国的女性消防団員	総務省消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

成果目標	統計・調査の原典
15 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

あいち男女共同参画プラン 2011－2015

～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～

【概要版】

平成23年3月

愛 知 県

計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、世界的な金融危機に伴う経済・雇用環境の悪化、貧困・格差の拡大などを始めとする社会経済情勢の変化や、平成 22 年 12 月に閣議決定された国の第 3 次男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、愛知県男女共同参画審議会の答申（平成 22 年 11 月）に基づき、新たな計画を策定することとしました。

計画期間

平成 32（2020）年までの中長期を見据えつつ、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間を計画期間とします。

計画の性格・位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第 14 条及び愛知県男女共同参画推進条例第 9 条に基づく計画であり、県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本計画です。
- 県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。
- 数値目標を設定し、毎年度、その実施状況の検証をし、公表します。

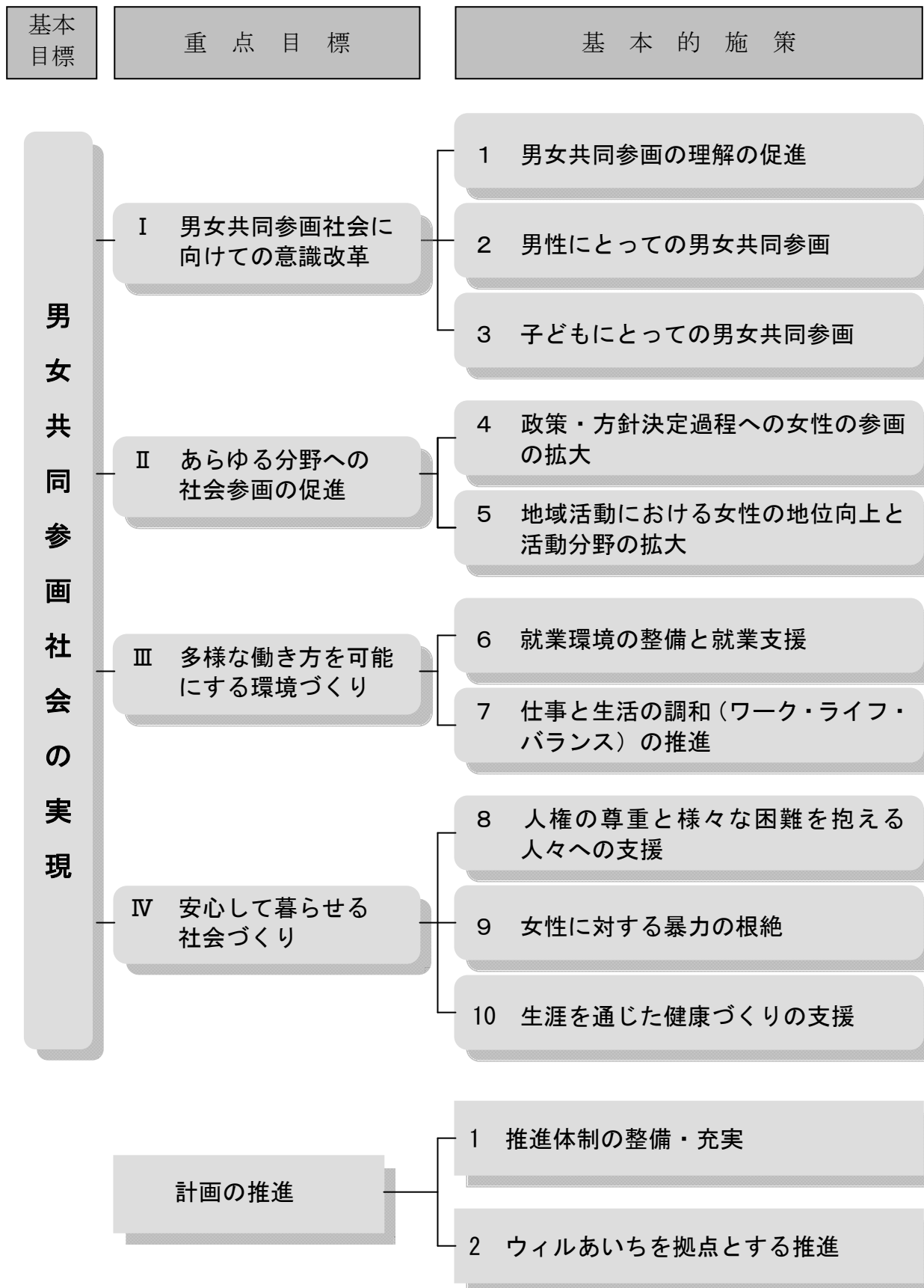
基本目標

「男女共同参画社会の実現」をこの計画の基本目標とします。

基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざします。

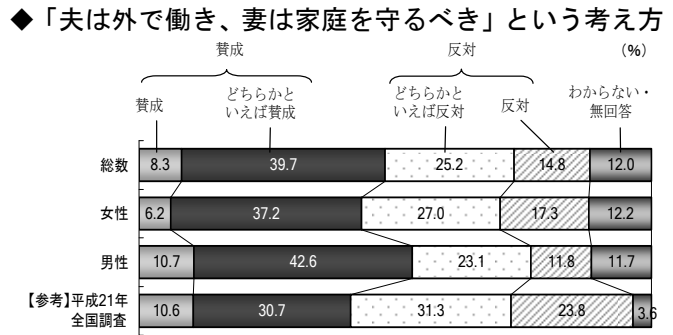
計画の体系



男女共同参画をめぐる現状と課題

男女共同参画に関する意識

- 本県は全国と比べて、固定的性別役割分担意識を持つ人の割合が高くなっています。
- 固定的性別役割分担意識を持つ人の割合は、女性より男性の方が高くなっており、男女間で意識の違いが見られます。

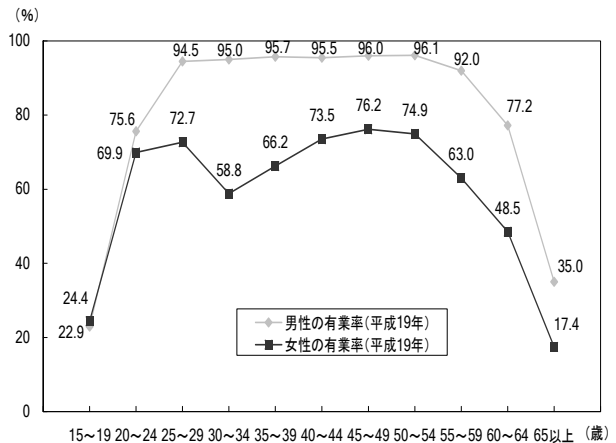


資料：県民生活部「平成20年度県民意識調査」
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

様々な分野における男女の参画状況

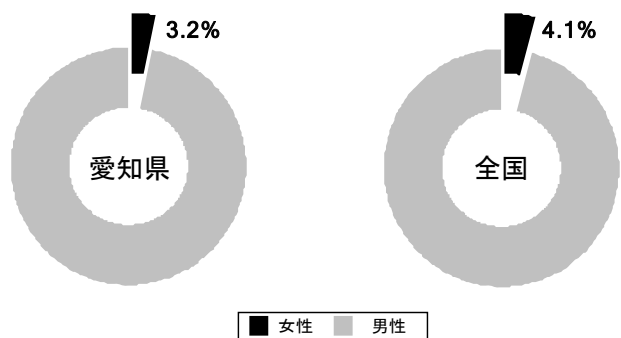
- 政策・方針決定過程に占める女性の割合は年々上昇しつつありますが、国際的には依然として低い水準にとどまっています。
- 女性の年齢階級別有業率はM字カーブを描いており、出産・育児を機に就業を中断する女性が依然として多いことがわかります。
- 家庭においては、妻の就業状況に関わらず、「子育て」以外の家事等のほとんどを妻が分担しています。
- 地域活動においては、女性が実質的な担い手となっているにもかかわらず、自治会長など方針決定過程への女性の参画は十分には進んでいません。
- 理工学を専攻する女子学生の割合は低く、男女で専攻分野に偏りが見られます。

◆年齢階級別有業率（愛知県）



資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」

◆自治会長に占める女性割合

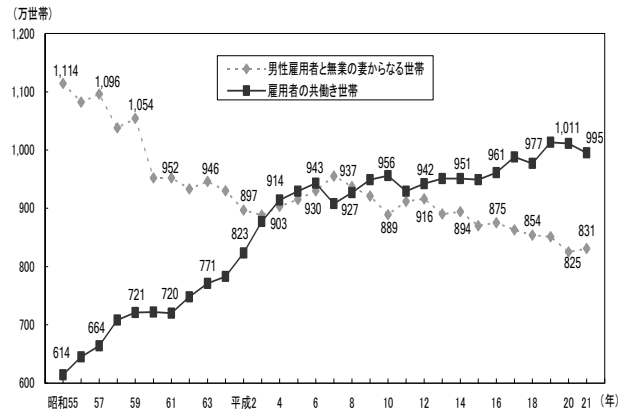


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成22年度）」

男女共同参画をめぐる社会の状況

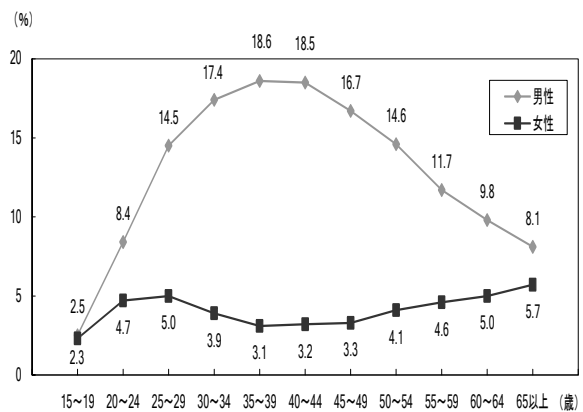
- 少子高齢化の進行により、将来的には労働力の中心となる生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれています。
- 共働き世帯数は年々増加しており、片働き世帯数を上回って推移しています。
- 男女ともに非正規雇用が増加しており、女性は過半数が非正規雇用となっています。
- 子育て世代にあたる30代、40代の男性に長時間労働者が多く見られ、男性の育児への参画を困難にする一因となっています。
- ほとんどの年齢層において、男性より女性の方が貧困率が高くなっており、中でも高齢単身世帯や母子世帯の女性は特に厳しい状況にあります。
- 自殺者の約7割が男性であり、固定的性別役割分担意識による男性役割のプレッシャーの影響があるとの指摘があります。
- ウィルあいちや愛知県女性相談センターに寄せられた「配偶者からの暴力」（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）の被害に関する相談件数は増加傾向にあります。
- 男女の身体的構造や生活習慣の違いにより、男女間で異なる健康上の問題が存在します。

◆共働き等世帯数の推移（全国）



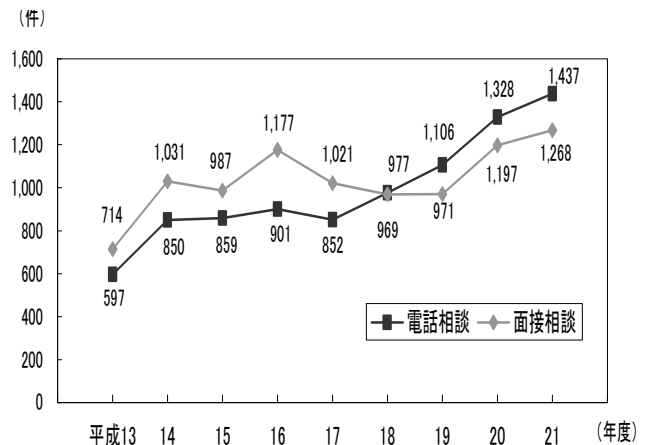
資料：内閣府「平成22年版男女共同参画白書」

◆週労働時間が60時間以上の就業者の割合（全国）



資料：総務省「平成21年労働力調査」

◆DV被害に関する相談件数の推移（愛知県）



※ウィルあいち及び愛知県女性相談センターに寄せられた相談件数の合計

資料：県民生活部、県健康福祉部

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っており、男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっています。また、男女共同参画は、これまで働く女性のみの課題として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるという認識が十分に広まらなかったとの指摘があります。

固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女共同参画が、女性だけではなく、男性を含めたあらゆる立場や世代の人々にとって必要であるという認識が広まるよう、あらゆる人々を対象とした意識改革のための取組を進めていきます。

基本的施策1 男女共同参画の理解の促進

- ◆男女共同参画に関する広報・啓発の推進
 - ・男女共同参画に関する県民の認識を深めるための広報・啓発活動を推進
- ◆男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ◆男女共同参画の視点に立った公的広報の推進
- ◆男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
- ◆男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本的施策2 男性にとっての男女共同参画

- ◆男性を対象とする広報・啓発の推進
 - ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、男性を対象とした広報・啓発活動を推進
- ◆男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進
- ◆男性の育児参画の支援
- ◆高齢男性の地域活動への参画支援
- ◆メンタルヘルス相談の充実

基本的施策3 子どもにとっての男女共同参画

- ◆子どもを対象とする広報・啓発の推進
 - ・子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるように、子どもたちに分かりやすい広報・啓発活動を推進
- ◆家庭教育の支援
- ◆学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践
- ◆キャリア教育の推進
- ◆教職員に対する男女共同参画の理解の促進

重点目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要です。

女性の参画をあらゆる分野において進めることは、将来にわたり活力ある社会を築いていくため、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくという観点からも、極めて重要な意義を持つことです。

多様性に富んだ活力ある社会に向けて、女性が男性とともに、その能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野で活躍できるよう、女性の参画を積極的に促進していきます。

基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◆県の審議会等委員への女性の登用推進

- ・「平成32年度末までに県全体として男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態」を目指して、女性委員の登用を推進

◆県の管理職などへの女性の登用推進

◆企業・団体等における男女共同参画の取組への支援

- ・企業や団体等に対して、固定的性別役割分担意識の解消とポジティブ・アクションの必要性についての理解を促進するとともに、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価

◆女性の人材育成・能力開発

- ・市町村の審議会等委員に登用されうる女性人材を育成するセミナーを実施

◆女性のネットワーク形成の支援

基本的施策5 地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大

◆地域における女性リーダーの育成

- ・講座や研修などの開催を通じて、女性の地位向上を推進し、地域に貢献する女性リーダーを育成

◆地域における男女共同参画の取組への支援

- ・地域において男女共同参画に取り組む団体等に対して、情報交換や学習の機会の提供、表彰、活動事例の紹介、連携・協働事業の実施などを行うことにより支援

◆防災活動における女性の参画の促進

◆環境活動における女性の参画の促進

◆観光まちづくり分野における女性の参画の促進

重点目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境づくり

男女共同参画社会は、男女ともに、仕事と家庭生活・地域活動など仕事以外の生活との調和をとり、心豊かで充実した生活を送ることができる社会です。

しかし、非正規労働者の社会的・経済的地位の不安定さや正規労働者の長時間労働、男性の育児休業取得や出産後の女性の継続就労の難しさなど、多くの労働者にとって、仕事と生活の調和が実現しにくい状況にあります。

このため、男女ともに働く人が、個人の置かれた状況に応じて、育児・介護休業や子育て期間中の短時間勤務など、公正な処遇を伴う多様な働き方が選択できる雇用環境づくりのための取組を進めていきます。

基本的施策6 就業環境の整備と就業支援

- ◆男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知
- ◆非正規労働者の雇用環境の整備の促進
 - ・非正規労働者向け専門相談窓口の設置や職業訓練の実施等により、正規雇用への転換を支援等
- ◆女性の再就職支援
 - ・相談の実施や、情報の提供、職業訓練の実施など、ニーズに応じた女性の再就職支援
- ◆女性の起業等への支援
- ◆女性医師等医療従事者に対する就業支援
- ◆介護分野への就業支援
- ◆農林水産分野における男女共同参画の推進
 - ・農山漁村の女性の経営や方針決定の場への参画促進
 - ・地域の農林水産物等の資源を活用した加工・販売等の6次産業化への取組推進

基本的施策7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ◆ワーク・ライフ・バランスの普及
 - ・キャンペーンの実施や、学生や労働者に対するセミナーの開催等、官民が一体となったワーク・ライフ・バランスの普及活動の推進
- ◆職場における仕事と家庭の両立支援の促進
 - ・仕事と生活の両立を支援する制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の登録拡大
 - ・ファミリー・フレンドリー企業の地方公共団体との契約時における優遇など登録企業への支援等
- ◆保育所待機児童対策の推進
- ◆多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ◆放課後子どもプランの充実
- ◆介護支援の充実

重点目標Ⅳ 安心して暮らせる社会づくり

昨今の世界的な金融危機に伴う経済・雇用環境の悪化、少子高齢化の進展に伴う高齢者の急増、家族・地域・社会の絆の弱まりなどを背景に、貧困、地域からの孤立、配偶者からの暴力、健康に関する不安など、様々な困難を抱える人々が増加しています。

こうした困難の実態は、性別に関わる固定的な意識や、男女それぞれのライフスタイルや置かれている状況などを背景に、男女間で異なるものとなっています。

このため、様々な困難を抱える人々に対して、男女共同参画の視点に立った支援を行い、男女ともに、誰もが、家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりに向けた取組を進めていきます。

基本的施策 8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

◆人権教育・啓発の推進

- ・性別や、障害があること、外国人であること、同和地区出身であることなどを理由に、自立や社会参画への意欲が妨げられることがないように、人権意識の啓発等を推進。

◆複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

◆母子・父子世帯の自立した生活に対する支援

◆高齢者の自立した生活に対する支援

◆外国人女性の自立した生活に対する支援

基本的施策 9 女性に対する暴力の根絶

◆DV理解のための広報・啓発の推進

- ・DV理解のための研修会等への講師派遣や、啓発資料やホームページを活用した啓発を進めるとともに、DV被害を受けた場合の相談窓口の周知

◆DV被害者支援体制の充実

- ・ウィルあいちと愛知県女性相談センターの相談事業の統合による相談体制の強化等

◆性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進

◆セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進

基本的施策 10 生涯を通じた健康づくりの支援

◆性差を踏まえた健康づくりの支援

◆性感染症対策や性教育の推進

◆安心・安全な妊娠・出産への支援

- ・周産期医療体制の充実
- ・定期的な妊婦健康診査の必要性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及

◆不妊治療対策の推進

◆子宮がん・乳がん検診の普及啓発

計画の推進

1 推進体制の整備・充実

- ◆県における推進体制の強化
- ◆市町村推進体制への支援
- ◆大学、企業、NPO、地域団体等との連携・協働の推進

2 ウィルあいちを拠点とする推進

- ◆男女共同参画に関する知識や意識の普及
- ◆相談体制の充実
- ◆多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり

数値目標

体系番号	項目名	現況		目標		所管部局
		年度	数値	年度	数値	
I-1	固定的性別役割分担意識に反対する(「どちらかといえば反対」を含む)人の割合	20	40%	27	50%	県民生活部
I-1	ウィルあいち情報ライブラリーの利用者数	21	108,307人	27	118,000人	県民生活部
I-1	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女平等であると感じる人の割合	20	10.9%	27	増加	県民生活部
I-2	固定的性別役割分担意識に反対する(「どちらかといえば反対」を含む)男性の割合	20	34.9%	27	45%	県民生活部
I-2	男性の1日あたりの家事関連時間(育児等含む)	18	35分	23	増加	県民生活部
I-2	県男性職員の育児参加休暇等の取得率	21	40.3%	26	70%	総務部
I-3	キャリア教育の年間指導計画を作成している学校の割合(小・中学校)	—	—	27	100%	教育委員会
I-3	インターンシップを実施する県立高等学校の割合	21	73.2%	27	100%	教育委員会
II-4	県の審議会等に占める女性委員の割合	21	34.9%	27	37.5%	県民生活部
II-4	県職員の管理監督者(知事部局・主査級以上)に占める女性の割合	22	18.6%	27	23%	総務部
II-4	学校における女性教員の管理部門への登用	22	30.3%	27	33%	教育委員会
II-4	市町村の審議会等に占める女性委員の割合	21	24.3%	27	30%	県民生活部
II-5	自治会長に占める女性の割合	22	3.2%	27	10%	県民生活部
II-5	NPO法人における女性代表者数	21	362人	27	550人	県民生活部

体系番号	項目名	現況		目標		所管部局
		年度	数値	年度	数値	
Ⅲ-6	女性(25～44歳)の労働力率	21	67.8%	27	3ポイント以上の上昇	産業労働部
Ⅲ-6	農業における女性が経営参画している経営体数	21	1,075経営体	27	1,300経営体	農林水産部
Ⅲ-6	家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	21	1,092戸	27	1,300戸	農林水産部
Ⅲ-6	農業委員のうち女性数	21	73人	27	100人	農林水産部
Ⅲ-6	農協役員のうち女性数	21	14人	27	40人	農林水産部
Ⅲ-6	農村生活アドバイザー認定者数	21	674人	27	770人	農林水産部
Ⅲ-7	ファミリー・フレンドリー企業の登録数	21	620社	27	860社	産業労働部
Ⅲ-7	低年齢児保育の受入児童数	21	16,157人	26	20,100人	健康福祉部
Ⅲ-7	病児・病後児保育の実施箇所数	21	24か所	26	42か所	健康福祉部
Ⅲ-7	延長保育の実施箇所数	21	336か所	26	369か所	健康福祉部
Ⅲ-7	休日保育の実施箇所数	21	20か所	26	39か所	健康福祉部
Ⅲ-7	放課後児童クラブの実施箇所数	21	561か所	26	650か所	健康福祉部
Ⅲ-7	放課後子ども教室実施市町村数	21	35市町村	26	全市町村	教育委員会
Ⅳ-8	母子自立支援給付金新規給付人数 (あいち はぐみんプランの計画期間内(平成21～26年度)の累計)	20	101人	26	580人	健康福祉部
Ⅳ-8	高齢者見守りネットワークの取組等の実施市町村数	—	—	27	全市町村	健康福祉部
Ⅳ-8	多文化ソーシャルワーカー養成数	21	72人	24	100人	地域振興部
Ⅳ-9	配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	20	83%	27	100%	県民生活部 健康福祉部
Ⅳ-9	DVIに関する相談窓口の認知度	20	52.7%	27	60%	県民生活部 健康福祉部
Ⅳ-10	10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳から19歳の女性人口千対)	21	7.1	26	5.2	健康福祉部
Ⅳ-10	総合周産期母子医療センター数	22	3か所	27	5か所	健康福祉部
Ⅳ-10	子宮がん検診受診率	20	21.7%	24	50%	健康福祉部
Ⅳ-10	乳がん検診受診率	20	14.0%	24	50%	健康福祉部